

1-5 幅員別内訳表(知事決定、市町村決定の区別をしない)

### 幅員別内訳表

※知事決定、市町村決定の区別をしない

名 称		代表 幅員	総延長	内 訳			
番号	路線名			幅員	延長	区 間	備考
3・4・14	鐺木仲田線	16m	約280m	16m～17m	約80m	3・4・5との交差部分	
				16m	約200m	3・4・5との交差の後～終点	
3・4・21	下根宮前線	16m	約1,470m	16m	約1,250m	起点～3・4・12	
				12m	約220m	3・4・12～終点	
3・4・22	京成佐倉駅前線	16m	約50m	—	—	—	
3・4・25	染井野生谷線	16m	約2,080m	16m	約120m	起点～区画道路	
				16m～17m	約210m	区画道路との交差の前後	
				16m	約280m	区画道路～3・4・3	
				16m～17m	約210m	3・4・3との交差の前後	
				16m	約430m	3・4・3～3・4・5	
				16m～17m	約210m	3・4・5との交差の前後	
		16m	約620m	3・4・5～終点			

<記入方法>

- (1) 変更路線、追加路線について記載する。廃止路線、名称のみ変更路線については不要。
- (2) 変更後の路線番号の若い順に記載するものとし、知事決定、市町村決定の区別は要しない。
- (3) 表の記載例(路線番号3.3.5)は下記のような路線についてのものである。
- (4) 備考欄には、鉄道又は道路との立体交差の跨線橋、跨道橋、地下道の幅員を記載する。
- (5) 全線同一幅員の場合は内訳の各欄に「—」を記入する。
- (6) すりつけ区間等があり、幅員が連続的に変化する場合は、最小幅員と最大幅員を記載する。